

静岡県告示1号

災害救助法施行細則による救助の程度等（平成6年静岡県告示第117号）の一部を次のように改正する。

令和2年1月7日

静岡県知事 川勝平太

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>1 救助の程度、方法及び期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 被災した住宅の応急修理</p> <p>ア 住宅の応急修理は、災害のため住家が<u>半焼し、若しくは半壊し</u>、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</p> <p>イ 住宅の応急修理の対象は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり<u>595,000円</u>以内とする。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(7)～(12) (略)</p> | <p>1 救助の程度、方法及び期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 被災した住宅の応急修理</p> <p>ア 住宅の応急修理は、災害のため住家が<u>半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け</u>、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</p> <p>イ 住宅の応急修理の対象は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり<u>次に掲げる額</u>以内とする。</p> <p>(7) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>595,000円</u></p> <p>(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 <u>300,000円</u></p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(7)～(12) (略)</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、令和元年8月28日から適用する。